

1. 件名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（401）」

2. 日時：平成29年10月4日 10時00分～12時30分

3. 場所：原子力規制庁 13階会議室B

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

義崎管理官補佐、皆川保安規定係長、角谷安全審査官、近田安全審査官、正岡安全審査官

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 副室長 （他6名）

5. 要旨

- （1）日本原子力発電株式会社から、『東海第二発電所「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について』のうち「1.0 重大事故等対策における共通事項」について、提出資料を用いて説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

<添付資料 1.0.16（東海発電所の影響）>

- 東海発電所の圧力容器に係る一次生体遮蔽内の設備の耐震性について整理して提示すること。
- 東海発電所の減速材である黒鉛に係る放射性物質飛散による影響及び放射性物質飛散時の原子炉等の構造物の損壊状況について整理して提示すること。
- チェルノブイリ発電所及びウィンズスケール発電所に係る黒鉛火災の評価条件について整理するとともに、東海発電所に係る黒鉛火災の評価条件との差異を明確に整理して提示すること。

<添付資料 1.0.9（教育・訓練）>

- シミュレータ訓練と合わせて実施している訓練について、頻度の考え方を整理して提示すること。

<添付資料 1.0.12 福島第一原子力発電所の事故教訓>

- 前回のヒアリングにおいても指摘しているが、各事故調査報告書から課題を抽出したプロセスについて、組織として取り組んでいることが分かるようしつかりと、整理して提示すること。
- 国会事故調査委員会等の事故調査報告から提言等を抽出し、対応するとして

いるものの、一部の提言等への対応を除外しているため、当該提言等の内容及び除外できるとする根拠を整理して提示すること。

(2) 日本原子力発電から、本日の指摘について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について